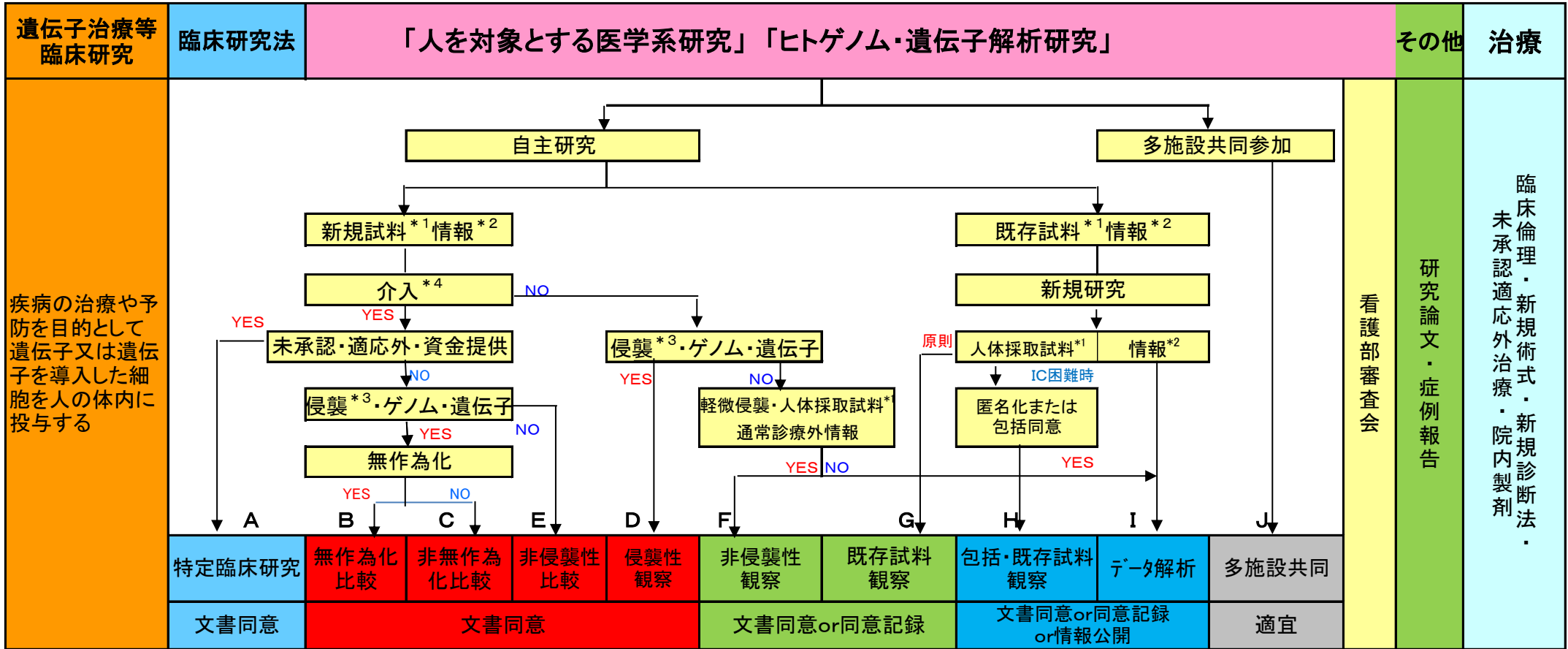


# 臨床研究取扱い区分

2019.4



医大生命倫理委員会	特定臨床研究 審査実施可能 機関	埼玉医療センター臨床研究倫理審査委員会 (B, C, D, E: 審査 F, G, J: 迅速審査①* <sup>5</sup> H, I, J: 迅速審査②* <sup>6</sup> )							迅速審査②	生命倫理 委員会
庶務課扱い * 7		臨床研究支援室扱い								庶務課扱い
<a href="http://www.dokkyomed.ac.jp/dep-k/shien/research/02.html">http://www.dokkyomed.ac.jp/dep-k/shien/research/02.html</a>										
必要時弁護士										

- \* 1 血液、体液、組織、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体の一部
- \* 2 研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報
- \* 3 研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等身体又は精神に障害又は負担が生じること
- \* 4 研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無又は程度を制御する
- \* 5 臨床研究倫理審査委員会委員長が指名する委員による審査(ただし、当院が代表機関となる場合および未承認・適応外の場合は通常審査)
- \* 6 臨床研究倫理審査委員会委員長による審査(ただし、当院が代表機関となる場合は通常審査)
- \* 7 <http://cmitest.dokkyomed.ac.jp/modx/jimu-m/kenkyu/431.html>